

照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等

- 平成11年3月31日通商産業省告示第191号（廃止・制定）
- 平成16年1月22日経済産業省告示第8号（一部）
- 平成18年3月29日経済産業省告示第47号（一部）
- 平成22年3月19日経済産業省告示第54号（全部）
- 平成25年12月27日経済産業省告示第269号（一部）
- 平成28年3月28日経済産業省告示第61号（一部）
- 平成29年3月28日経済産業省告示第54号（一部）
- 平成31年4月12日経済産業省告示第106号（一部）
- 令和元年7月1日経済産業省告示第46号（一部）

1 判断の基準

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第18条第3号に掲げる照明器具（以下「照明器具」という。）のうち蛍光灯器具の製造又は輸入の事業を行う者は、目標年度（平成24年4月1日に始まり平成25年3月31日に終わる年度）以降の各年度（平成31年4月1日に始まり令和2年3月31日に終わる年度までに限る。）において国内向けに出荷する蛍光灯器具のエネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第1表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第1表

区分				基準エネルギー消費効率
使用する用途	蛍光灯の形状	蛍光灯の大きさの区分	区分名	
施設用	直管形のもの又はコンパクト形のもののうち2本管形のもの	蛍光灯の大きさの区分が8.6以上の蛍光灯を使用するもの	I	100.8
		区分名がI以外のもの	II	100.5
	コンパクト形のもののうち2本管形以外のもの		III	61.6
家庭用	環形のもの又は直管形のもの	使用する蛍光灯の大きさの区分の総和が7.0以上のもの（蛍光灯の大きさの区分が2.0の直管形蛍光灯を使用するものを除く。）	IV	91.6
		区分名がIV以外のもの	V	78.1
卓上スタンド用	直管形のもの又はコンパクト形のものの		VI	70.8

備考 「蛍光灯の大きさの区分」とは、直管形蛍光灯のうち、高周波点灯専用形蛍光灯にあつては日本産業規格（以下「JIS」という。）C7617-2（2009）の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、それ以外のものにあつてはJIS C7617-2（2009）の2.3.1に規定する大きさの区分をいい、コンパクト形蛍光灯又は環形高周波点灯専用形蛍光灯にあつてはJIS C7618-2（2009）の2.3.1に規定する定格ランプ電力をいい、環形高周波点灯専用形蛍光灯以外の環形蛍光灯にあつてはJIS C7618-2（2009）の2.3.1に規定する定格ランプ電力又は大きさの区分をいう。また、これらの規格に規定のない蛍光灯にあつては定格ランプ電力の数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯のうち高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の数値とする。

- (2) 照明器具の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（令和2年4月1日に始まり令和3年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する照明器具の固有エネルギー消費効率（3に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を第2表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準固有エネルギー消費効率を下回らないようにすること。

第2表

区分		基準固有エネルギー
区分名	光源色	消費効率
1	昼光色・昼白色・白色	100.0
2	温白色・電球色	50.0

## 2 表示事項等

### 2-1 表示事項

照明器具のエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名及び形名
- ロ 光源の型式（エル・イー・ディー・電灯器具を除く。）
- ハ 照明器具全光束（エル・イー・ディー・電灯器具にあつては定格光束をいう。以下同じ。）
- ニ 消費電力（エル・イー・ディー・電灯器具にあつては定格消費電力をいう。以下同じ。）
- ホ 固有エネルギー消費効率
- ヘ 光源色
- ト 調色機能を有するものにあつてはその旨
- チ 製造事業者等の氏名又は名称

### 2-2 遵守事項

- (1) 2-1のハに掲げる照明器具全光束は、3-1に規定する方法により測定した全光束の数値に3-3に規定する方法により測定した器具効率を乗じた数値（エル・イー・ディー・電灯器具にあつては3-1に規定する方法により測定した定格光束の数値）をルーメン単位で表示すること。なお、調色機能を有するもので、主に使用される光源色が特定されないものについては、最も高い消費電力における照明器具全光束を表示すること。
- (2) 2-1のニに掲げる消費電力は、3-2に規定する方法により測定した数値をワット単位で表示すること。なお、調色機能を有するもので、主に使用される光源色が特定されないものについては、最も高い消費電力を表示すること。
- (3) 2-1のホに掲げる固有エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4下欄に掲げる数値をルーメン毎ワット単位で小数点以下1桁（小数点第2位以下は切り捨てるものとする。）まで表示すること。
- (4) 2-1のヘに掲げる光源色は、J I S Z 9112（2012）に規定する区分を表示すること。
- (5) 調色機能を有するもので、主に使用される光源色が特定されるものについては、特定される光源色を表示すること。なお、主に使用される光源色が特定されないものについては、最も高い消費電力における光源色を表示すること。
- (6) 調色機能を有するもので、調色によって照明器具全光束、消費電力、固有エネルギー消費効率のいずれかが変わる場合は、その旨を付記すること。

(7) 2-1に掲げる表示事項の表示は、包装容器、カタログ（電子媒体を含む。）又は機器を販売しようとする場合に製造事業者等により提示される資料に記載して行うこと。

## 3 エネルギー消費効率の測定方法

蛍光灯器具のエネルギー消費効率は、3-1に規定する方法に従い測定した蛍光ランプの全光束をルーメンで表した数値を、3-2に規定する方法に従い測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値とする。

照明器具の固有エネルギー消費効率は、蛍光灯器具にあつては、3-1に規定する方法に従い算定したランプの全光束をルーメンで表した数値を、3-2に規定する方法により測定した消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値に、3-3に規定する方法により測定した器具効率の

数値を乗じて得られる数値とする。また、エル・イー・ディー・電灯器具にあつては、3-1に規定する方法に従い測定した定格光束をルーメンで表した数値を、3-2に規定する方法により測定した定格消費電力をワットで表した数値で除して得られる数値とする。

### 3-1 全光束及び定格光束の測定方法

(1) 蛍光灯ランプの全光束は、直管形蛍光灯ランプにあつてはJ I S C 7617-2 (2009)の付属書Bに、コンパクト形蛍光灯ランプ又は環形蛍光灯ランプにあつてはJ I S C 7618-2 (2009)の付属書Bに規定する方法により測定した蛍光灯ランプ単体の全光束値に、次に定める方法により算定した安定器出力係数及び温度補正係数を乗じて得られる数値とする。

#### ① 安定器出力係数の算定

安定器出力係数は、J I S C 8020 (2013)に規定する供試安定器の光出力係数の数値とする。

#### ② 温度補正係数の算定

温度補正係数は、J I S C 8020 (2013)の付属書2に規定する数値とする。ただし、環形高周波点灯専用形蛍光灯ランプ(二重環形のものを除く。)又は同規格に規定のない蛍光灯ランプにあつては別表に掲げる数値とする。なお、別表において、管壁温度とは、次に規定する方法により測定したランプの管壁温度とする。

ア 蛍光灯器具の周囲温度は、 $25 \pm 2$ ℃とする。

イ 蛍光灯器具の取付状態は、家庭用にあつてはJ I S C 8115 (2014)に、施設用にあつてはJ I S C 8106 (2015)に規定された取付状態とする。

ウ ランプの管壁温度の測定は、蛍光灯器具に、J I S C 8118 (2008)の付属書Dの試験用ランプに規定する該当ランプを装着し、定格周波数の定格電圧を入力して点灯させ、ランプの管壁温度が安定するまで継続したのち、ランプの管壁の最冷点の温度を測定するものとする。

(2) エル・イー・ディー・電灯器具の定格光束は、J I S C 8105-3 (2011)の付属書Bに規定する測定条件の下で、J I S C 8105-5 (2014)に規定する方法により測定した数値とする。

### 3-2 消費電力及び定格消費電力の測定方法

(1) 蛍光灯器具の消費電力は、J I S C 8105-3 (2011)に規定する方法により測定した数値とする。

(2) エル・イー・ディー・電灯器具の定格消費電力は、J I S C 8105-3 (2011)に規定する方法により得られる数値とする。

### 3-3 器具効率の測定方法

器具効率は、J I S C 8030 (2014)の規定に基づき、照明器具光束を光源光束で除した数値とする。

## 附 則

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

2 この告示の2の規定により行ふべき表示事項等は、平成23年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

## 附 則 (平成25年12月27日経済産業省告示第269号)

この告示は、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律の施行の日(平成26年4月1日)から施行する。ただし、第1条(工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準のIの1の(1)の④のイの改正規定(「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める部分を除く。)、Iの1の(2)の④のオ、同(3)の④のイ、同(4)の④のイ、同(6)の③及び同(7)の④のウの改正規定並びにIの2の(2)の(2-2)の④のウ、同(5)の(5-2)の④のイ及び同(6)の(6-2)の④のウの改正規定に限る。)、第2条から第8条まで(題名の改正規定に限る。)、第10条、第11条(エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置の1の1-1の改正規定を除く。)及び第12条から第30条まで(題名の改正規定に限る。)の規定

は、平成25年12月28日から施行する。

改正文（平成28年3月28日経済産業省告示第61号）抄

平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日経済産業省告示第54号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則（平成31年4月12日経済産業省告示第106号）

- 1 この告示は、平成三十一年四月十五日から施行する。ただし、第一条の2の改正規定（エル・イー・ディー・電灯器具に限る。）及び第二条の2の改正規定（エル・イー・ディー・ランプ（エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第 号）による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号）（次項において「旧令」という。）第十八条第二十八号に掲げるエル・イー・ディー・ランプに該当するものを除く。）及び白熱電球に限る。）は、平成三十二年四月一日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この告示の施行日から平成三十二年三月三十一日までに製造又は輸入される照明器具（エル・イー・ディー・電灯器具を除く。）及び電球（エル・イー・ディー・ランプ（旧令第十八条第二十八号に掲げるエル・イー・ディー・ランプに該当するものを除く。）及び白熱電球を除く。）の表示（この告示の改正に係る部分に限る。）については、なお従前の例によることができる。
- 3 この告示による改正後の照明器具のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等及び電球のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等は、平成三十一年四月十五日以降に製造又は輸入される照明器具及び電球について適用し、平成三十一年四月十四日以前に製造又は輸入された蛍光灯のみを主光源とする照明器具及びエル・イー・ディー・ランプについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年7月1日経済産業省告示第46号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

別表

管壁 温度 （単 位： ℃）	温度補正係数							
	直管 形の もの	二重螺 旋形の もの	平面二 重螺旋 形のも の	角形の もの	二重角 形のも の	環形高周波点灯 専用形のもので あって角形、二 重角形及び平面 二重螺旋形以外 のもの（定格ラ ンプ電力が13及 び41のものを除 く。）	環形高周波点灯 専用形のもので あって角形、 二重角形 及び平面 二重螺旋 形以外の もの（定 格ランプ 電力が13 のものに 限る。）	環形高周波点灯 専用形のも のであって 角形、 二重角形 及び平面 二重螺旋 形以外の もの（定 格ランプ 電力が41 のものに 限る。）
35					90.9			
36					92.4			
37					93.9			
38				79.0	95.3			

39				82.0	96.6				100.0
40				85.0	97.9			100.0	101.6
41				87.0	99.0			100.0	102.4
42				89.0	100.0			100.0	103.7
43				92.0	101.1	99.7		100.0	104.6
44				94.0	102.0	100.7	100.0	100.0	105.4
45				95.0	102.9	103.2	100.5	99.8	105.9
45.5		100.0		-	-	-	-	-	-
46	100.0	100.6		97.0	103.7	103.6	100.8	99.4	106.3
47	100.5	101.6	100.0	99.0	104.1	104.1	101.1	98.9	107.0
48	101.3	102.5	101.8	100.0	105.0	104.5	101.3	98.3	107.1
49	101.8	103.1	102.9	100.9	105.5	105.1	101.4	97.7	107.2
50	102.0	103.6	103.9	102.0	105.9	105.7	101.4	97.0	107.3
51	102.1	103.9	104.8	103.0	106.3	106.1	101.3	96.2	107.2
52	101.9	104.1	105.4	103.9	106.6	106.5	101.1	95.4	106.8
53	101.6	104.0	105.8	105.0	106.8	106.7	100.9	94.5	106.3
54	101.1	103.9	106.1	105.0	106.9	106.8	100.6	93.6	105.9
55	100.5	103.6	106.1	106.0	107.0	106.8	100.2	92.6	105.0
56	100.0	103.2	106.0	106.0	107.0	106.7	99.8	91.7	104.6
57	99.2	102.7	105.7	106.0	106.9	106.5	99.3	90.7	103.6
58	97.8	102.1	105.2	106.0	106.7	106.3	98.7	89.6	103.0
59	96.5	101.3	104.5	106.0	106.4	105.9	98.1	88.6	102.1
60	95.3	100.5	103.6	105.0	106.1	105.4	97.5	87.5	101.3
61	94.1	99.7	102.3	105.0	105.6	104.9	96.8	86.4	100.5
62	92.9	98.7	101.3	103.9	105.1	104.2	96.1	85.4	99.6
63	91.7	97.7	100.2	103.9	104.6	103.4	95.3	84.3	98.6
64	90.6	96.6	99.2	103.0	103.9	102.8	94.5	83.2	97.8
65	89.5	95.5	98.2	102.0	103.2	101.9	93.7	82.1	96.4
66	88.5	94.3	97.2	100.0	102.3	101.0	92.8	81.0	95.6
67	87.4	93.2	96.3	99.0	101.4	100.2	91.9	80.0	94.8
68	86.3	92.0	95.3	97.0	100.5	99.3	91.0	78.9	93.9
69	85.3	90.8	94.3	96.0	99.4	98.3	90.1	77.8	93.0
70	84.3	89.6	93.4	94.0	98.3	97.3	89.1	76.7	92.2
71	83.2	88.4	92.5	92.0	97.8	96.2	88.2	75.7	91.0
72	82.2	87.3	91.5	90.0	95.7	95.2	87.2	74.6	90.1
73	81.2	86.2	90.6	88.0	94.4	94.2	86.2	73.5	89.4
74	80.1	85.1	89.7			93.2	85.3	72.5	88.4
75	79.1	84.1	88.8			92.2	84.3	71.4	87.6
76	78.0	83.1	87.9			91.2	83.3	70.3	87.0
77	76.9	82.2	87.0			90.2	82.4	69.2	
78	75.8	81.3	86.2			89.3	81.4	68.1	
79	74.6	80.6	85.3			88.3	80.5	67.0	
80	73.4	79.9	84.5				79.6	65.9	
81	72.2	79.4	83.6				78.7	64.7	
82	71.0	79.0	82.8				77.8	63.5	
83	69.7						76.9	62.3	
84	68.3							61.0	

85	66.9							59.7	
86	65.5							58.3	
87	64.0							56.8	